

第2回 熊本市自治推進委員会会議録概要

日 時：平成22年7月6日（火） 午後5時～午後7時

会 場：熊本市役所 市庁舎4階モニター室

出席者：上野委員長、荒木副委員長、岩下委員、長塩委員、中島久美子委員、
中島洋一委員、西村委員、平橋委員、松崎委員、吉田委員

上野 委員長	<p>1 開会</p> <p>2ヶ月ぶりになりますが、その間、皆様方におかれましては、資料等を見直したり、お考えになれる時間ができたのではないかと思います。一般的にこのような行政の委員会は、議員が集まって何かを議決するところではなく、多様なグラウンドをお持ちの方々に意見を出していただき、様々な意見を吸い上げながら、ある程度の方向性を見出す場です。全ての意見が入るわけではないのかもしれませんが、意見を出し合う場が重要な市民参加のひとつではないかと思います。今日もたくさんの資料が用意してあります。また、荒木副委員長に少し整理したお話も伺う予定です。皆様方からもそれぞれの生活の場面から考えられていることについてお話いただきたいと思います。ただ、時間が限られておりますので、簡潔、明瞭にお話をお願いします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、前回の会議をご欠席の荒木副委員長から一言ご挨拶頂きたいと思います。</p>
荒木副 委員長	<p>第1回を欠席しまして失礼致しました。上野委員長からご依頼を受け、全国の各自治体の条例にできるだけ目を通し、皆さんにお配りした資料を作成しました。今日は宿題に答えていかなければならないという思いで出席いたしました。よろしくをお願いします。</p>
上野 委員長	<p>それでは、事務局から配布資料の確認をお願いします。</p>
事務局	<p>委員の皆様方には、事前に資料を郵送させて頂いております。</p> <p>(資料確認)</p> <ul style="list-style-type: none">・第2回自治推進委員会次第・第1回委員会会議録概要(資料1)・第1回委員会のまとめ(資料2)・自治基本条例第31条が定められた経緯(資料3)・他都市の条例制定状況一覧表(資料4)・杉並区と三鷹市の参考となる条例(資料5)・札幌市と狛江市の参考となる条例(資料6)・本市の参画と協働の関係要綱等について(資料7) <p>資料5の追加資料として、杉並区の「杉並区まちづくり条例」を、本日本配布し</p>

	<p>ております。</p> <p>また、荒木副委員長から後ほどのお話に関連した資料をお配りしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働の概念・枠組みについて ・協働の仕組みづくりについて ・参画・協働条例づくりの論点整理
上野 委員長	<p>2 議事</p> <p>(1) 前回の協議事項の確認について</p> <p>前回協議しました内容につきましては、資料1として、詳細な議事録を配布しています。ご自分の発言等で異なっている箇所がありましたらお知らせください。また、資料2として、前回の会議で確認をしたこと、あるいは同意したことを簡単に整理しております。事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>資料1は第1回目の会議の内容でございます。委員長の確認を取って作成させて頂きました。資料2は、委員会の決定事項や確認事項をまとめたものであり、ご確認をお願いしたいと思います。今後もこのような形で簡潔にまとめたものを作成していきたいと思っております。</p>
上野 委員長	<p>特段変わったことが書いてあるわけではないのですが、私ども委員が主体的に議論し、事務局はサポートを行う体制にあります。</p>
西村 委員	<p>資料1「第1回委員会会議録概要」13ページの私が発言した事務局長の件ですが、市民協働推進課の課長が事務局長になるのではなく、平井さんが課長であるために事務局長になると言いたいのです。つまり、役職だけではなくて、個人名と役職をセットにして事務局長と言ったわけです。私がなぜこういうことを大事にしているかと言いますと、例えば経営戦略会議でそれぞれの局長が発言します。情報公開条例で情報公開を請求しましたら、局長という職名は出てくるのですが、個人名が出てきません。これでは2、3年したら分からなくなる。行政の人たちは分かるのですが、市民はいちいち調べないと分からないので、個人名を明確にして頂きたい。これは、自治基本条例の検討委員会でも、そのときの市民協働推進課の北岡課長が事務局長と明記するようにして、問題の所在も、責任の所在もはっきりするべきであると発言しました。同じように対応して頂きたいと思っております。</p>
事務局	<p>資料2の中でもありましたとおり、事務局は市民協働推進課長となっておりますので、その前に「平井」と私の名前を入れさせていただきます。</p>
上野 委員長	<p>はい、分かりました。いずれにしろ、行政の方々は、それぞれの職に基づいて自分の名前が出る場合もあるでしょう。しかし、基本的には組織として仕事をされていることから職名を書く場合が多いのですが、事務局は西村委員のご意見に沿って修正されるそうです。</p>
荒木副	<p>今の点ですが、行政は組織機能図があるわけですから、何々課の機能は何々に</p>

委員長	関する業務を行うと規定されている。ですから、組織を代表する課長は、その職務規定に基づいてやっている。現在の課の責任者であると同時に、以前所属した課の責任者という形を問われると、個人的に大変辛いことにならないかと思いません。過去に遡って個人の責任を追及していくということになります。
西村委員	個人の責任を追及するとかそういうことを言っているわけではないのです。
荒木副委員長	責任は明らかになるでしょう。
西村委員	それは、もちろんそうです。いい加減な仕事はできないでしょう。だから事務局は、この推進委員会の決定に基づいて仕事をするわけですし、この上野委員長を中心とした委員会の運営について、事務的に補佐していくのが事務局の仕事であり、それが任務です。その人の名前を明確にすることによって、責任を果たして頂きたい。委員会でいつもやっているわけですから、問題があればすぐ発言でき、責任をどうこうという話とは違うと思います。
荒木副委員長	市民協働推進課長が、この委員会の事務局長を兼務するという職務文書を設けておけばよろしいのではないかと思います。
西村委員	市民感覚で言えば、平井さんの名前を使ったっておかしくはないと思うのですが、それがどうしていけないのですか。
上野委員長	<p>少し待ってください。今日の本題とだいぶ違うので、簡単に済ませたいと思います。結論は資料2を修正しますが、私も荒木副委員長も申し上げたように、「組織で仕事している、組織の長である」という部分は、逃げも隠れもしていないわけです。ここに、平井さんという名前が出ることによって、逆の意味で、人が変わったときに「あれは平井さんが言ったことで、私は私の判断で発言します」となり兼ねず、組織として責任のある発言をした方が、私はすんなり理解できる。また、この委員会の発言は、委員の発言が重要であって、それをサポートする立場の部分を強調しなくてもいいのではないかと思います。ただ、この話は、今日、たくさん議題があるので、西村委員の要望通りにさせていただきます。また、折々にご相談しましょう。</p> <p>(2)「(仮称) 参画と協働のまちづくり条例」の目的について</p> <p>では、「(仮称) 参画と協働のまちづくり条例」の目的についてということで、自治基本条例があるなかで、あえて今回の条例をつくる必要性を、事務局から説明して頂きたいと思います。</p>
事務局	<p>資料3をご覧ください。</p> <p>自治基本条例には、「参画と協働を拡充推進するための基本的な事項について別に条例で定める」こととしておりますが、その経緯についてご説明いたします。</p> <p>まず、自治基本条例を作成した際のコンセプトについてですが、一つ目は、自</p>

治基本条例検討委員会から出された報告書を最大限尊重するという事です。検討委員会では、条例に盛り込むべき項目と内容についてご議論いただき、その内容を踏まえ、自治基本条例を策定したところです。具体的な議論内容については、2番目に委員会の報告書の抜粋を記載してありますが、参画と協働に関しては、自治基本条例に定められた事項以外にも参画推進の原則や参画制度の確立、評価に関する組織などの意見が出され、「参画と協働によるまちづくり条例」で詳細を定めるとの意見が記載されております。

次に、二つ目のコンセプトですが、市民にわかりやすいように自治を推進する原理原則を簡潔にまとめることとしたことです。そのため、具体的な手法については、特に必要な項目のみ盛り込み、それ以外は他の条例等で整理していくこととしました。このため、「参画と協働のまちづくり条例」や第23条の「公的オンブズマン」などは別に条例を定めることのみ条文化しております。

なお、自治基本条例が施行されてから、条例や規則、要綱などを制定改正する際は、自治基本条例の趣旨を踏まえた内容とするよう市民協働推進課と協議し、随時見直しを行っているところであり、また、自治基本条例の庁内推進会議においても情報提供の仕組みなどの具体的手法の改善について協議を進めているところです。

以上の経緯からもわかりますように、自治基本条例に参画と協働を自治運営の基本原則として定め、その拡充推進を図るための基本的事項について、今回の条例に定めることとなったものです。

続きまして、資料4をお願いします。これは、他都市の条例にある項目などを一覧にしたものです。左側の類型は、資料4別紙で確認したいと思います。「市民参加条例」は、市民参加の制度や手法等を明確にし市民参加の全体像を示す条例です。「市民参加協働条例」は、総合的な市民参加条例と下段にあります「市民協働支援条例」を合わせた条例ということで、比重は都市によって様々です。また、「市民協働支援条例」は、自治体と市民、NPOが協働し、また自治体が市民、NPOを支援するための基本理念や施策を定めた条例ということで分類をさせて頂いております。それから、他都市の条例についてですが、主な項目と致しまして、前文、目的、定義、参画の推進の基本理念・協働の原則などについて、各主体（市、市民、市民活動団体、事業者等）の役割や責務について、参画について、計画の策定、審議会について、パブリックコメント、住民投票、協働・市民活動の推進、推進会議・促進委員会、情報共有、市民活動に対する予算の範囲内での助成、基金、活動拠点、条例の見直し、委任というものが入っております。他都市の条例では、これらの項目がどのように入っているかを一覧にしたものが資料4です。

続きまして、資料5は、西村委員から要求がございました、杉並区と三鷹市の

	<p>関係条例でございますが、先ほど申しましたとおり、杉並区のまちづくり条例を事前に郵送しておりませんでしたので、本日追加をさせて頂いております。</p> <p>資料6は、政令指定都市であります札幌市と、平成15年と早い時期に市民参加協働条例を施行されております狛江市の条例を、参考のために配布させて頂いております。</p>
<p>上野 委員長</p>	<p>先ほどの資料4に書いてありますように、どの自治体の条例も大概似たような項目が載っております。そういうものを参考にしながら、熊本市にとって必要なものを議論できればと思います。「まちづくり条例」といいますが、杉並区や三鷹市のように、バブルの頃、土地の乱開発を規制するとか住環境を守るなどの都市計画的な市政に関心があった時代の条例から、小さな町や村が住民の理解をきちんと求めていくような、特に首長さんが議会と対立をする中で、首長さん自身が市民にアピールしていけるような意図を含めた直接民主主義的な色合いが濃い条例まで、様々な場所や時代によって違うものがあります。私達は、そのようなものも勘案しながら、今からの時代、熊本に必要なものを出していければと思います。</p> <p>事務局で準備された資料に関して、ご質問がありますでしょうか。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>(3) 参画と協働の現状について</p> <p>条例を検討するにあたって、熊本市の参画と協働というのは、現在どのような状況にあるのかが分からなければ、議論しづらいので、このことについて、事務局の方から簡単にご説明お願い致します。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料7で本市の参画と協働の現状について説明をさせて頂きます。補足資料として「条例等の体系図(例示)」も配らせて頂きます。</p> <p>まず、参画につきましては、関係要綱等で「パブリックインボルブメントの実施方針」があります。これは、パブリックインボルブメントの理念や定義を共有するとともに、対象事業や実施手段等を明確にしたものです。また、「パブリックインボルブメントのマニュアル」は、市民参画協働を進める上で必要なパブリックインボルブメントの概念やその具体的手法を理解し、各種施策・事業に活用・実践していくための職員用の手引きでございます。具体的な手法としては、13の手法を列記させて頂いております。次に、パブリックコメントで、市民意見の公募の実施要綱です。これは、行政計画等の政策立案過程における案の周知及び市民の意見表明の機会を拡大するための手法を謳っているものでございます。続きまして、「審議会等の設置等に関する指針」で、市の機関としての審議会等の位置づけを明確化し、審議会等の運営に関して必要な事項を定めたものでございます。参画の事例と致しまして、政令指定都市実現に向けた「地域説明会」や「シンポジウム」等の実施、自治基本条例制定に伴う「パブリックコメント」</p>

	<p>や「出前講座」等の実施、地域コミュニティセンター建設に伴う「ワークショップ」の実施などを挙げさせて頂いております。</p> <p>続きまして、協働についてですが、関係要綱等として、「市民が公益活動に取り組むための指針」という、市民公益活動や活動団体に関すること、協働のあり方やその原則、活動推進に関する行政との連携等について検討委員会での協議・検討をまとめたものがありして、協働の形態として、記載しております6つの形態を列記させて頂いております。「熊本市の後援等に関する要綱」は、外部の団体等が行う事業に対する市の後援、共催の基準や申請手続等について定めるものです。「ふれあい美化ボランティア制度の各種要綱」は、地域住民や企業等が主体となって行う環境美化活動に関する支援内容等について定めたものです。「市民協働事業実施要綱」は、市と協働事業提案団体とが協働して行う事業の実施について、対象事業や選定、市の経費負担等を定めたものです。「協働事業委託契約等に係る市民活動団体の資格等に関する要綱」も定めております。「公園協働地域委託モデル事業実施要綱」は、市が管理する公園の良好な環境の保全と地域コミュニティ活性化のため、試験的に校区自治協議会と公園の維持管理を委託するにあたっての協定締結や契約等について定めたものです。「市民協働支援センター規則」は、あいぼーとの業務等について定めたものです。また、協働の事例としては、住民による公園、河川、町内などの美化活動と、行政による支援、動物愛護センター、NPO、地域住民による「地域ねこ活動」の実施、市の施設（図書館、博物館、病院など）における市民ボランティアの活動があります。</p> <p>「新しい公共」の支援に関する提言は、今年の2月に熊本市新しい公共検討委員会から答申を頂いたものです。新しい公共とは、行政や行政以外（市民活動団体や事業者等）の多様な団体等が、それぞれ対等な立場で、相互に補完しながら、課題解決に取り組み、生活の向上を図っていく新たな領域のことです。検討委員会から、行政のかかわり方、情報の提供、活動の場の提供、活動資金の支援、その他についてご提言を頂いたところです。</p> <p>参画と協働に関する要綱等が、自治基本条例を中心にどのような体系になっているのかを表したものが、本日配布致しました資料「条例等の体系図（例示）」でございます。これは、あくまで例示で、全てを網羅しているものではないですが、参画と協働にどのような体系で取り組んでいるのか、参考にさせていただければと思います。なお、図上に黄色で色を塗っているところは、今後、施行または策定に向けて努力していく事項の例示です。</p>
上野委員長	<p>（４）条例の全体構成について</p> <p>予習されたとは思いますが、たくさんの情報をこなしつつ、これから意見を頂くこととなります。これから討議として進めていこうと思うのですが、今日は、荒木副委員長にレジユメを作成して頂いております。荒木副委員長は行政学や地</p>

	<p>方自治について大変深い造詣をお持ちです。荒木副委員長から少し論点等を踏まえたご説明・レクチャーを頂いた後、皆さん方のご意見を随時伺っていくことにしたいと思います。</p>
<p>荒木副委員長</p>	<p>委員長の方から参画・協働条例づくりの論点を明らかにして欲しいと言われ、資料を作成しましたのでご覧ください。</p> <p>杉並区、三鷹市の例が資料5で示されておりますが、条例の策定事例は北海道から全国的にあります。鹿児島が頑張っておりますが、九州地域はあまり策定されていません。あとは、福岡の二丈町。今は合併して糸島市になっておりますが、小さな町の参画・協働条例あたりは若干頑張っています。コミュニティ型では福岡の宗像市、地縁関係では宮崎市も頑張っているところです。熊本県内も資料を探したのですが、他県に比べて匹敵するような内容の条例が見つかりませんでした。高森町には地域住民が参加しやすい環境づくりのために条例・規則に謳っているものがございましたが、その内容は、できるだけ一般町民が町の案件に対して声を挙げ、身近な生活の場から問題提起をするために、いわゆる町内会・自治会のメンバーになることの努力義務を課すというような規定を参加・協働の条例の中に盛り込もうとしているようなものでしたので、ここで検討するものとは少し違うと思い、はずさせて頂きました。</p> <p>私が配りました資料は、「参画・協働条例づくりの論点整理」がひとつ。ふたつめの「協働の概念と枠組みについて」は、熊本県の協働の指針づくりを検討する委員会で用意したものです。それから、他に3枚の資料がございます。これは、市民が協働を作っていく場合に、市民はどのような段階からどのような形で参加できるかということを示した「政策過程の概念枠組と問題発見の関係」です。そして、2枚目に同じような考え方で、政策作成過程に一般市民はどんな役割を果たすのだろうかということを中心に書き込んでいけば、参加の中身が見えてくるといふ表「過程論と主体論のクロスによる政策研究の分析枠組」です。それから、3枚目は「協働の仕組みづくり(概念図)」。上の図は、東京都墨田区の一言会で、町民の皆さんがなんらかの形で自分たちの生活の場を守るために一言述べ合うことをお互い協力しながらやってみようという実態の図で、概念的に整理したものです。そして下の図は、協働を行っていく場合、市民と市民、市民と民間企業、市民と行政の協働もあります。それから熊本市役所と熊本県庁との協働もあり、公公協働といえます。公公協働の中には、例えば、この会議の事務局は「市民協働推進課」が行っておりますが、お隣の「地域づくり推進課」とか、あるいは環境関係、行政部門課と協力して市民生活に対応しなければいけないというものもあります。この下の図に書いてありますのは、上の方が市民同士、下の方が行政同士の協力連携をしていく形で、その間で行政と市民が市民共生の協議会的なプラットフォームを作って一緒に考えていく形、いわゆる協働の組織図を</p>

描いてみたものです。このような図を前提に、参画と協働を考えていただければありがたいと思い、資料を提供しました。

それでは、「参画・協働条例づくりの論点整理」の1ページ目です。参画・協働条例を作っていくための基礎前提として何が必要か。熊本市がどのように発展し今日に至ったか、そしてその過程にはどのような問題があるのか、どのような問題を抱えているのかという現状分析をしっかりとお互いに認識していく必要がある。それから、熊本市は政令指定都市になって、近い将来5年か10年先、九州のど真ん中で州都を目指すのか。目指した場合、どのような形の役割機能を果たしていく都市になっていくのか、あるべき姿を考えて示してみる。現状からあるべき姿にどのように向かっていくのか、現状の問題点を解決しながらあるべき姿に到達していくかを政策分析。あるべき姿を描き出すのが規範分析と言っております。このような政策分析を通して、現状からあるべき姿に向かっていきましようというようなことを頭の中に入れておく必要があります。条例化を図っていく場合、様々なキーワードが使われます。どの分析段階に使われるキーワードであっても、同じ意味を付与しておかないと、この分析はバラバラになってしまいます。だから、同じ意味合いを通して理解していく必要があります。

それを前提にしておきまして、次に論点①の参加・参画・協働の登場背景。いつごろからこのようなことが日本の自治体、あるいは日本の社会で考えられようになったのかといいますと、大体90年代、アメリカではピーター・ヴァーガーという社会学者、あるいはマッシュ・フォーデン（当時アメリカ公共政策学会会長）、彼らが「市民の力、社会的力が大変ついてきている、そしてその力を社会のために発揮しようという傾向が大きく現れている」と言った。これはイギリスやEU諸国においても、ほとんど同じように世界的風潮のように、市民の力をより良い社会を作るために活かしていこうという動きが出てまいりました。日本でも、ほぼ同じような傾向が出てまいりました。そのひとつとしては、行政だけで公共的な仕事をやっていくことが、もう既に限界にきている。だから、そのままほっとくわけにはいかない。一方において、市民が社会的力を身につけてきているのであれば、この社会的力をよりよい社会を作るために発揮して頂こう、行政だけが公共の仕事を担当のではなくて、一般市民だって公共の仕事をしているのではないか。だったら、連携してやればいい。というような形で、多元的な主体の連携が出てきたということでもあります。日本は、同じような形で、下に例記しておきましたが、自治権の保障を模索する動きが出てまいりました。イギリス、あるいは戦後におけるドイツにおきまして、憲法上、自治権の保障規定が、例えばドイツの基本法25条の中に地方自治の保障が明確に謳われていますが、日本ではどうか。地方自治の本旨、憲法第94条にあります、「何が保障されているか訳が分からない。」というのが、今日まで続いております。そのような中で、

国の言うとおりに自治体は従っていく、それでは限界が来ているだろう。それでは、市民の方がより良い社会を作っていこうという動きをやってはいけないのか。そうではないだろう。ということで、ひとつは大和市が「新しい公共を創造する市民活動推進条例」を作りました。私も1996年、条例の検討に関わっておりまして、この時は、参加・参画・協働と3つのレベルから大和市で講義をしたり、職員研修をしたり、あるいは市民会議に出てお話をしたりしておりました。それが実ったのが、2002年でございます。いわゆる様々な人たちの交流を深めていくことによって、公共の新しい価値を生み出していこうということを条例という規定の中に謳いこんだというのが、大和市の価値ある取り組みであったのだろうと思います。環境影響評価についても地方が早かった。情報公開条例も山形県の金山町。当時の町長に「なぜこんな物珍しいもの作ったのか」と聞きましたら、町長は「誰も作らなかつたから1番先に作った」と言いました。案の定、1年かかって情報公開請求したのはメディアの新聞記者2人だけだった。自治体の方が早かったのですが、国の方も市民の力を社会のために活かす動きが地方で出てきたので、手を拱いている訳にはいかないということで、行政手続法を1993年に制定した。そして、パブリックコメント制度を1999年、情報公開法を1999年、環境影響評価法を1997年、河川法、海岸法を1999年に制定し、なんらかの形で地域住民の声を反映させていこう、そのためのルールを作っていこうと国の方で作りました。

それから、地方分権一括法が1999年で、2000年の4月から施行されていますが、地域の問題は地域の人たちが一番詳しいのであれば、地域で問題を掘り起こし、できるところまで地域の力で解決していこうという、いわゆる自己決定・自己責任の道を歩いていくためのルールを作っていこうということが地方分権一括法の中で謳われてきました。そのように、地域住民同士、住民と企業、あるいは住民と行政が連携・協力しながらやっていくルールを作っていく方がいいのではないかとということで、地方自治体の方で条例化がされていくのですが、どういう訳か東北、北海道、北関東の方が取り組みが早く、九州の方は非常に遅れております。このような流れが、参画・協働条例の登場背景でございます。

論点②ですが、私もかなり全国自治体の条例を集めておりまして、大学院生を使って読ませて、このような用語が入っていたら、この類型に入れなさいというように、類型化しました。熊本市も今年4月から施行いたしました自治基本条例型、2番目に参加理念・原則型、3番目に参加総合型というように、9つに類型化しました。確実にこのように分けられるかと言われますと問題がありますけれども、大きくはこのような分け方でも通るのではないかと程度の分け方でございます。分け方の内容は、そこに書いてある通りです。論点③は、類型別に、盛り込まれている内容にこの会議に参考になる内容があるのだろうかというこ

とで拾い出してみました。

自治基本条例型は、まちづくりへの参加権・参画権が盛り込まれています。条例は宝塚を始めとして、吉川町、生野町など町レベルでも作っております。この中で、私は多摩市の条例作りに関わっていました。それから、2番目が参加理念・原則型で、基本的な考え方を盛り込んだ理念を示している点は大変よろしいのですが、自治基本条例型に見られた、参加の権利などを明記するものは見つからなかったということでございます。どちらかという、参画・協働がしやすい環境条件の整備を行うための情報の公開・共有、行政過程の各段階での参加・協働、住民投票といったものを規定化しているところが多く、規定化しているのは下に示した自治体でございます。

それから、参加総合型は通則で細かく規定しているところが多かった。(通則は論点⑦で説明) 個別の参加手続、参加手続以外の方法による参加の推進、例えば対話の機会を設定するというような規定を盛り込んでいる。市民からの行政に対する要望・苦情の扱い方についても定めている。これは、熊本市も自治基本条例に基づいて考え始めたオンブズマン条例がございます。そのような個別のところを定めているのが、石狩市、西東京市などの自治体でございます。あとは、通則的な示し方で、総合型であるということです。

次に、参加個別型。これはここにも書いているとおり、普通パブリックコメントあたりは条例で定めるのではなくて要綱で定めるというのが、熊本県内ではほとんどでございます。それが最近では、全国的に見ますと、条例化の方向に進んできております。ですから、パブリックコメント条例とか、常設型の住民投票条例、オンブズマン条例、こういった個別条例が制定されているのは、資料に書いてある自治体でございます。

その中に、先ほどの事務局の説明にありました支援型といったものがありました。NPO法が1998年できまして、都道府県レベル、政令市レベル、その他の市町村でこれが作られております。これは、支援の基本原則・施策を列挙するもの、支援の原則を条例本文で定め施策の具体化は条例に基づく計画や方針に委ねるものとさまざまですが、この範囲に置いておきました。

それから、基金協力的性格を持たせたものとしては神奈川県21世紀基金条例、新潟県の見附市、千葉の浦安市。宮崎市は全国都市問題会議(昨年は熊本県で開催)をやったのですけれども、その時に条例を宮崎市の目玉として発表していました。それから、豊中市、福井市あたりです。こういうところが、基金協力的性格を持たせたルールを盛り込んでいるところです。

それから、参加・支援総合型は、参加型と支援型の両方をひとつの条例の中に組み込んでいる形です。福岡県の二丈町(現糸島市)が2002年に参加の仕組みに力点を置いて、支援型と参加型を条例に一本化している。あと、先ほど資料

6にもございました狛江市、下関市も2003年にこのような形の条例を作っております。

それから、先ほど熊本市の条例体系図（例示）の説明にもございましたが、協働事業の実施ルールに力点を置いているところが、神奈川県の大和市、鯖江市、京都市、呉市、高知市。呉市はかなり頑張っております。それから、浜松市は政令市になる前の段階で条例を作っておりました。それから県レベルでは兵庫県もあります。

ほかには、コミュニティ型の条例がありまして、熊本市には校区自治協議会の仕組みがございますが、これに若干自治的な役割を担っていただくと、だいたいこれに近い形の条例ができるかなと私は思っているのです。このコミュニティ型の条例では、自治会あるいは委員会、協議会、評議会という三層構造の地域自治組織について定めおり、審議会型コミュニティ組織の制度化を図っているということで、若干注目していいのではないかと思います。熊本市も政令市になったら、行政区もできますし、区役所もできるし、区行政の中でこういうコミュニティ行政、自治的行政を働かせるというのは全国でも政令市を引っ張る力が発揮できるのではないかと私は期待しているのですが、いかがでしょうか。武蔵野市は昔からコミュニティ行政が盛んなところで、地域コミュニティ、目的別コミュニティ、それから電子コミュニティといった新しい概念を盛り込んだコミュニティ条例を作っております。大井川町、高知県の香我美町のような小さな町でもコミュニティ型の条例を作っているところですよ。

それから、論点④は、参加・協働の意味と原則です。これは、別の資料で、私が熊本県庁で説明した資料「協働の概念枠組みについて」をご確認ください。やはり、どのようにして「協働」という言葉が出てきたかを明確にしなければいけない。先ほどの上野委員長の冒頭の挨拶の中で、バブル以前の協働の話がありましたが、高度成長期の住民運動で、熊本では水俣病を始め様々な問題を抱え込んだ地域社会でも住民運動がありました。そのような行政に対する抵抗・反発・反対運動というものが流行りました。1960年代の末から、自分たちで意見を出し、自治体の政策形成に何らかの格好で関わろうという運動が始まって、運動から参加へ進んだ。しかし、参加しても役所の審議会に呼び出されて形式的な役所が用意した説明を聞くだけで、ちっとも訳が分からない。「市民の意見を聞いてこういうものができました」と、いかにも参加したような形ができてきたのですが、その形式参加の限界に市民は気が付いた。形式参加を実施化していくためには、「参加」ではなく「参画」しなければならない。自分達である程度問題を掘り起こし、原因を究明し、こうすればこう解決できるのではないかとという案を自分たちで作って、行政が作ったものと比較検討したらどうかという方向で進んでいく。これが「参画」です。それから、市民は、行政にただ抵抗するだけでなく、

一緒になって良い地域社会を創ろうと考え、行政と手を取り合ってやれる領域を模索し、行政の方も、ただ市民を下請け的に見るのではなく、市民のアイデア・知恵を借りたほうがいい行政ができるのであれば、一緒にやっっていこうという方向へ変わっていく。このように「参画」から協力・連携による「協働」へと発達してきている訳です。私が書いた「社会福祉における参加」という本が出ておまして、その中に第1世代の参加から、「協働」は第2世代の参加に発達しているという論文を書きましたので、興味がある方はお読みください。参加から参画、協働へと言葉の意味合いをよく見極めた上で、全国の自治体が条例化に向けて盛り込んできているかということをし少し分析してみないといけなかなと思っております。

論点⑤は、自治体条例を作る前に、NPO関係の活動が活発になっていることをどのように表現したらいいか、「市民公益活動」と言っている自治体の数が資料に書いてあります。それから、単なる「市民活動」あるいは「非営利活動」さらには「公益活動」と謳っておけばよるのか。様々な条例の中での位置付けの仕方、表現の仕方はございます。一応、拾い出しておきました。

論点⑥では、参加協働の理念・原則の規定についても意外と小さな自治体が頑張っております。埼玉県宮代町、福岡県二丈町、東京都狛江市、小金井市が、参加協働に対して一生懸命になっているところなんです。また、理念を構成する要素として、条例の中で謳われているものを全部拾い出してみると、9つ程考えられる。

- ① 多様な価値観の尊重
- ② 自主性の尊重
- ③ 対等性の確保
- ④ 自律性の確保
- ⑤ 機会の平等
- ⑥ 公平・公正性
- ⑦ 透明性の確保
- ⑧ 情報公開と情報の共有
- ⑨ 相互連携

石巻市の場合は7つ。

- ① 対等の原則
- ② 自主性尊重の原則
- ③ 自立の原則
- ④ 相互理解の原則
- ⑤ 目的意識共有の原則
- ⑥ 公開の原則

	<p>⑦ 非営利・公益性の原則</p> <p>石狩市や高知市、京都市が個別的に</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 行政活動の効率性の確保（石狩市） ② 市民参加が市の義務と責任の軽減につながると解してはならないこと（石狩市） ③ 合意に至るまでの尊重（高知市） ④ 市議会の権限・役割の尊重（京都市） <p>このような用語を出していました。それから、NPO だけではなく、市民や事業所等の役割も示しておく必要があるのか。さらには、自治体の役割・責務も示しておく必要があるだろうかとということ資料に若干挙げています。</p> <p>最後の論点⑦、参加協働の仕組み。これは先ほど例示しました墨田区のように、参加・協働の仕組みの定めが条例の中でどのように盛り込まれているかということです。例えば、参加だけでも、参加する範囲・対象、参加する事業、参加要件、こういったものを規定しているところもあります。参加の通則とは、参加の対象・参加の手法・参加の実施時期・参加実施の公表方法・参加結果の取り扱い・実施予定及び実施状況の公表・他の制度との調整に関する規定をいいます。条文の中に謳い込む場合、参加実施で気を付けなければいけないことを5つ書いておきました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 効果が期待できる手法であること ② 幅広い参加が期待できること ③ 専門性の施策には、深い知識を有する市民の参加を促すこと ④ 地域性の施策では、当該地域の市民の参加を促すこと ⑤ 営利目的での関与の排除を促すこと <p>大体、自治体条例から拾い出したらこのようなことかと思います。効果が期待できる手法であるか、効果が期待できないものを規定したって意味がないだろうということです。できるだけ、多くの市民の幅広い参加が期待できること。専門的な難しい問題解決のためには、それ相応の知識や技能を持った人の参加を促進すること。個別地域では、その地域の人たちの声ができるだけ聞けるように参加を促していくこと。それから、営利目的の参加は排除するということは設けていかなければならないだろうということです。大体、私が1週間掛けて調べてこの程度しか調べることができなかつたのですが、一応、話は終わりにさせていただきます。</p>
上野 委員長	<p>非常に中身の濃い内容を簡潔にお話しいただいたので、まだ私自身も十分に咀嚼できていませんが、これは折々に振り返り、参考にさせていただければと思います。残りの時間は皆さん方のご意見を伺っていきたいと思います。私からのお願いですが、今、色々な形でご提示いただきました抽象的なレベルでの整理とい</p>

	<p>うものは、片方で考えなければいけないのですが、あまり抽象的な地方自治とか民主主義とか、私たちが学校で教えているような話をここでしても、中身の無い話になってしまいます。この会議は、違う立場、役割、経験をお持ちの方に参加いただいております。ぜひ、ご自分の生活感覚をベースとしたお話を伺いたいと思います。また、これから私どもが作るこの条例というのは、私自身が期待するのは、これまでの20世紀という右肩上がりの時代が終わりまして、大きくシステムが変わります。それは人口の構成の変化であり、さまざまな経済状態の変化であり、あるいは産業構造も変わっていきませんが、従来の仕組みではやっていけないことが随分明らかになってきました。先ほど荒木副委員長が説明された抵抗から始まった参加というものも自治。これから私どもが作るこの条例で、もっと私たち自身が工夫しながら、良いものにしていくというような市民のエンパワーメントを育てていくような仕組みまで併せて考えていけたらと思います。いま選挙の真っ最中で、地方分権を進めるとか地域主権だとか「大きな言葉」を使って言われる話が多いのですが、国と自治体の権限の分捕り合戦とか、財権委譲とか、このような類の自治の話ではない。あるいは行政や政治家がつまらないという話でもなく、どのように地域社会の中に市民が関わり良い社会にできるのかという視点でぜひお話を伺いたいと思います。その時に考えなくてはいけないことは、「聖人君子はいない」のです。委員の皆さんに時間を作って出席いただいておりますが、皆さんも忙しく「それなりの参加」なのです。必要なところで参加していただいたその人たちが地域に良識をもたらし、動いていく社会というものがとても重要だろうと思います。私たち自身も市議会議員のように専従として市政に係わるわけではありませんが、それなりに参加し、できるだけ良い、私たちができる方向性をここで見出せれば良いと思うのです。できるだけ具体的なイメージのわくような話をお聞かせください。お話を書き出して、先ほどの荒木副委員長の論点整理と重ね合わせながら、生きた立法への気づきが得られたらと思います。</p>
吉田委員	<p>現在、自治会長として行政との連携をどうやっていくか、住民は何をすればよいのか、何ができるのかを考えています。例えば、災害時における地域での助け合いなどを考え、組織を作って、災害時には高齢者や病気の方を誰が助けに行くのか等を話し合っています。そういうことは行政と地域が連携できることだと思います。その他にも、住民が「ここに住んで良かった」と思える町にすることが私たち自治会の役員の仕事だと考え、毎月定例会を行っています。その中で注意しているのは役員の人材です。常に前向きな人に役員になってもらい、あまり参加しない方には辞めてもらっています。人材育成で町の勢いを出して行こうとしています。</p> <p>また、素晴らしい町としてモデル校区にしたいと前向きに取り組んでおり、まずは住民の方に自治会が今何をやっているのか知ってもらうため、町内の情報誌</p>

	<p>を毎月作成しています。情報誌もなかなか読んでもらえないため、読んでもらうために写真を中心にコメントを入れるなど工夫しています。町の皆さんが目を覚まして、まずは町内会活動に参加するという、少し行政の立場に立ってお手伝いできればなと思っています。</p>
上野 委員長	<p>具体的にお話いただいたのでイメージがわきました。</p> <p>ひとつは、災害時の地域での助け合い。こういうものが不安で、協働が必要な場面だということです。それから、町に住んで良かったという満足感が得られるまちづくり。そういうまちづくりを進める上で、役員、地域の人材をどうやって育てていくか。地域の人材の育成の問題。三番目が、住民に自治会が皆で頑張っていくという、そういう活動を知ってほしい。そのための工夫を色々なさっているということです。</p>
松崎 委員	<p>吉田委員は自治会の立場からでしたが、私はNPOの立場から発言させていただきます。協働ということで、コーディネーターや、コーディネートをする機能を持つところが必要であると思います。企業と住民、もしくは住民団体。行政と住民。住民同士、自治会同士でもいいのですが、そういうところを繋いでいく。情報が集まり、そこから情報発信やコーディネートができるような機能を持つところが協働には必要だろうと考えております。</p> <p>もう一つは、先ほど人材育成といわれましたけれども、情報の受発信をするときに、「新しい人材」というと自治会の高齢の方に失礼かもしれませんが、自分たちの情報が欲しいところに発信していかないと受信が出来ませんので、そういう意味での人材の育成機関というものも合わせて必要だろうと考えております。</p>
上野 委員長	<p>一つは、さまざまな協働ができるよう、情報や人をつなぐコーディネート機能が社会に必要だということです。もう一つは、主に情報発信をお手伝いできるような人材が必要だということです。</p>
平橋 委員	<p>私が住む壺川校区は、中心市街地に近い校区で、校区内の土地に高低差があり、バスの路線も旧三号線を通るバスともう一つ別の路線があり、本当に一つにならない地域であります。バスに乗る人たちも通過される方たちばかりで接点も無いようなところだったのですが、現在は各種団体とまちづくり委員会等、色々な主体が連携して、まとまりつつあるのではないかと考えているところです。例えば、先ほど災害の話がされましたが、熊本大学、熊本市の消防と連携し、モデル地区としてワークショップや避難訓練を行い、少しずつ地域がまとまりつつあるところです。また、交流事業を色々行っていますが、その中で誰もが参加できる活動とはどういうものかということを考えます。皆さんに参加していただくためには、皆さんのニーズに応えなければなりません。老若男女、色々な方が一緒に関わるためのメニューづくりや、参加して得するオマケを付けたいが、そのためには資金が必要であるとか、多くの人に参加してもらうために、参加者が参加して</p>

	<p>よかった、楽しかったと思える工夫したプログラムが必要だと考えます。さらに、活動は一つではなく、例えば、どんどやのような地域伝承のもの、地域交流型であり勉強するものというように、とにかく毎月いろいろな活動を行うことを心がけています。また、活動風景を写真に撮り、交流事業パネル展をコミュニティセンターで開催すると、見に来られた方が、自分やお孫さんが写っている写真を見つけて喜んでいただいているというのが、私たちの取り組みの現状であります。</p>
上野 委員長	<p>皆さんが参加するために工夫したプログラムづくりが非常に大事だということ。とりわけ老若男女、それから、さまざまな場面を捉えながら毎月何か活動されている。それから、自分や子どもが写っていると見に行きたくなるという誘い方が巧いと思いました。皆さんが参加するための工夫を共有できたら、もっと地域の参画が増えるかもしれません。</p>
西村 委員	<p>私は皆さんと立場が違って、自治基本条例を制定するために約6年半活動してきました。特に自治基本条例に最高規範性があり、この条例をどのようにもっとより良くしていくか。この条例を、行政も市民も議会も一緒になってどうより良いものとして実践していくかということを中心に私たちの会は活動してきました。従いまして、今、最高規範性がある自治基本条例が本当に行政なり私たち市民の指針として十分自覚され、自治基本条例に基づいて行動がされているかということ私達は検証していかなければならないと思っています。この推進委員会も、検証する一つの間であると考えています。それから、私はこういう立場ですから発言しますけれども、行政はたくさんのことを行っているが、何がどうなっているのかがよくわからない。例えば、パブリックコメントの問題をひとつ取りましても、この6、7年の間にどのように市民の意見が集まってきて、どういう問題があるのかも含めてこの自治推進委員会では色々な現状を出していただきたい。我々は個々の現状はわかるのですが、行政は全体をちゃんと集約して持っているのです。従って、全市的に何が問題でどうなっているのかというような現状と総括、教訓を、我々がわかるように出していただきたい。もう一つは、この自治基本条例の25条、30条、30条の1項と4項。25条では、はっきりと「市政・まちづくりに関する情報提供する仕組みを整備します」となっているのです。30条では、「市長等は重要な施策の立案、実施、評価のそれぞれの段階において市民参画拡充推進するために仕組みを整備します」、30条の4項では、「市長等は協働を拡充推進するための仕組みを整備します」と言っているのです。このように自治基本条例の中で行政に対する具体的な義務付けがあるのです。このことを我々市民の立場からも実践していかなければならない。『熊本市自治基本条例の概要』の中の6ページに「熊本市自治基本条例の特徴はどんなところか」という質問がありまして、「参画と協働を推進するための条例をつくることを盛り込んだ」となっているのです。これは、市民協働推進課の人たちとそ</p>

	<p>の時の市民生活局長も含めて大変苦勞されてこの条例ができ、この方々が作ったパンフレットなのです。だから、今後我々が何を中心として作っていかなければいけないのかというと、「参画と協働を推進するための条例づくり」だと明確に言っているわけです。従いまして、やはりこの自治基本条例の原則の根本に立ち返って、自治推進委員会が新しい条例づくりに取り組むべきだと思います。以上を前提にしまして、名称を名は体を表すわけですから、「参画と協働を拡充推進」、そのような名称の条例づくりに我々は様々な現状を分析しながら、自分たちの経験も含めながら作っていくべきだと思います。</p>
<p>上野 委員長</p>	<p>私たちの委員会のミッションについても触れていただきました。まさに自治基本条例を受けて私たちは仕事をしているので、自治基本条例が目指しているものをどう実現していくか。そういう方向に本当に進んでいるのか、行動されているのか、そういうものをある意味きちっと把握できるものが十分ないのではないかと。例えばパブリックコメントは制度的にはできているが、制度運用しているから「参画」しているというのではなく、これは案件次第ではレスポンスがない。市民の成熟度にもよりますが、あるべき「参画」に向けた検証というものは実質的なものをやる必要があると思います。そういう検証ができるデータなり現状の把握が必要ということでありました。それから、「参画と協働を拡充推進」というような意味合いの名前が付いた条例が良いのではないかとのことでした。</p>
<p>中島洋 委員</p>	<p>私はみなさんと違って熊本市民としては半年のキャリアしかありません。だから視点としてはアウトサイダーの視点に立って物を言うことになろうかと思います。</p> <p>今回の資料を読ませていただきましたが、随分この中に含まれているようで我々が言うことはほとんどないと思いました。この資料を見る前に、特に私が市民の参画・協働に一番大事だと思っていたことは、「インボルブメント」「巻き込む」ということで、これは私が昔携わった仕事で一番重要なキーワードでした。いかにステークホルダー（利害関係者）を広げて巻き込んでいくか。この資料を見ますと数年前から既に実践され、ほとんど整っている。今後さらに進めていただきたいのは、市民への告知です。既に十分なさっていると思うが、なお告知を徹底していくことが私たち市民の参画・協働を実践するうえで一番大事なことになるだろうと思います。それから、もう一つ。今後の自治は従来のマジョリティ（majority=多数者・多数派）あるいはマス（mass=集まり・集団）といたしますか、そういうくくり方が非常に難しい時代になってくると思います。私は長いことマーケティングをやっていましたが、マーケティングはマスを狙ってそこに有効なアプローチをかけるわけですが、それが今日はなかなか難しくなっています。自治体運営においてもそのような状況が生まれているのではないかと考えています。具体的には人口の構成の問題で少子高齢化があります。もう一方に告知</p>

	<p>や広報を行う場合において、インフォメーションテクノロジーのわかる方とわからない方が極端に分かれてきます。私は若干パソコンを使えますが、60歳を超えた我々の世代はインフォメーションテクノロジーの苦手な部類になると思います。そうすると、告知を打っていく場合に行政の方がその辺りを十分考慮されて、市民をクラスター（cluster=房。数個から数百個単位の集まり）のような概念で的確に仕分けをして、そのクラスターに向かってどういう情報の発信アプローチをしていけば良いのか。そのアプローチが、どれだけの到達率があって、どれだけのフィードバックを得られるのかということ検証をすることが大事だろうと思います。私は熊本の間人ではなかったもので、熊本市が今まで外から見ていたときよりもとても素晴らしいところであると思っています。多分、みなさんは気付かれないだろうと思うのですが、例えば飲料水が全て地下水でまかなわれているとか、都市のインフラがコンパクトに整っていて電車でどこへでも行けるとか、都市でありながら緑が沢山あるとか、素晴らしいところがたくさんあります。熊本市民の方々は当然のように思われているでしょうが、行政は、これらの素晴らしい特徴を他都市と比べて優位性があるともっとPRして市民と共有していただくということが、今後の自治づくりに貢献していくことではないかと思っています。</p>
<p>上野委員</p>	<p>一つ目はいわゆるインボルブメント。住民の参加、巻き込みがとても重要だというお話。それから情報格差。さまざまな人々が多数派だけに発信するのではなく、きちんと情報を告知できるような配慮が必要だろうということです。それから、熊本市の優位性。こういうものを私たち熊本市民がもう少し認識できるようになるべきだろうというお話でした。</p>
<p>中島久委員</p>	<p>協働が進んでいると思うことが最近ありました。ウェルパルクまもと1階の「市民活動支援センター・あいぼーと」では、多くの活動団体が活発に活動しています。お互いの色々な活動を見合いながら、集まったり、自由に参画・発信できる場ができたということとはとても進んできたと思っています。私たち「子ども劇場」が目指しているのは「子どもが育つまちづくり、コミュニティづくり」ということですが、基本的には小学校区で文化の発信をする人材を育成したいと思い、色々な形で学習会などを開いています。高齢化、少子化の社会の中では車を使わなくても、自転車で回れる範囲のコミュニティがきちんと作られるということが、これからのまちのあり方ではないかと思っています。今、地域、小学校区の中で文化体験をしましょうということで、お芝居や人形劇をすることを地域の方に発信しています。地域には一緒にやりましょうということで参加して下さる方もいらっしゃると思います。その時に、コミュニティづくりのためにこういう活動をやっているということを発信できる場があるといいなと思っています。</p> <p>それから、本当に地域の中でまちに対しての思いを持った方がいらっしゃるの</p>

	<p>で、キーマンを見つけることが大事だと思っています。なかなか自分から手を挙げてくださる方はいらっしゃらないのですが、掘り起こしていくことが大事だと思っています。そして、そのことをコーディネートしながら、小学校区から中学校区、さらに広げて校区の連帯が生まれていくこともこれからは大事だと思います。私は文化の分野で協働を考えているのですが、協働の分野を広げていくときにどのような形で活動が分類されていくのかなということも考えています。それから、色々な熊本市の問題が起きた時に、問題解決していく方法を提案していくシステムが一つできるといいなと思います。私は熊本市の福祉審議委員をさせていただいており、子育ての分野も色々な問題があるのですが、行政だけでは解決できないことを地域の中で NPO 団体と連携しながらどのように提案していくのか。提案できるシステムができていくといいかと思っていますので、協働の目的を明確にしていくことが大事だと思います。</p>
<p>上野 委員長</p>	<p>一つは、熊本市もそうですがまちづくりの単位である小学校区単位。このような自転車で回れるコミュニティがとても大事だということ。それから、コミュニティづくりの活動情報発信ツールのようなものが必要だろうと。それを応援してくれるようなキーパーソンをどのように掘り起こし育てていくのかという話。それから文化、こういうものを地域づくりの中にどのように取り込んだらよいのかという話。そして、行政だけでは解決困難な問題についての市民なりの解決提案。このようなものができる制度があったらいいのではないかというようなお話だったと思います。</p>
<p>長塩 委員</p>	<p>お話を聞いていて、あえて決めなくていいことを決めてガチガチにしている印象を受けました。決めることは重要ですが、決めないことも重要だと考えます。</p> <p>協働する上で私は、コミュニティの自立が重要だと思います。もちろん経済的な行政の援助も必要なかもしれませんが、援助を受けることによって影響を受けることも考えた上で援助を受ける。あるいは援助を受けないという選択もできるようなコミュニティの構築が重要かと思います。</p> <p>次に、コミュニティというのは自分が関係を持ちたいと思える関係でないと行きたくないし、行けない。いきなり行っても大丈夫な窓口、自治体というのは、あるのだろうか。私は行ったことが無いのでそう思います。どうしても、私たちの世代は仕事をしているので、夕方5時～6時過ぎぐらいになって行く気はしないのです。その辺も踏まえたうえで、まちづくりの目的を持ったコミュニティに入っていくというのは、それなりに楽しくないと嫌だろうと思ったりします。コミュニティの中に軋轢があることを聞いたりすると行きたくない。巻き込まれたら住んでいる場所に近いがゆえに、余計に巻き込まれたくないという思いがともあります。その辺も踏まえたうえでそのバランスをうまくとれる仕組みがあると良いと思います。</p>

	<p>私はインターネットを使いますが、祖母や両親のようにインターネットから疎外されている人たちがかなりいらっしゃると思います。高齢化社会なので、インターネットを使わない方に対する情報提供が大切です。私たちは使うから、インターネットを活用した情報提供が増えていると、情報提供が増えているような錯覚を覚えるのですね。しかし、それだけでは増えたことにはならず、最終的には人間だから直接会わないと駄目だと思います。インターネットは最終的なツールでしかない。ツイッターにしてもミクシィにしてもそこでコミュニティができてきている気がしますが、やはり実際に会うのが一番よくて、直接かかわることが人間関係を構築するうえで一番重要なことだと思います。だからコミュニティも直接かかわる。間に複雑な構造を作らないことが一つの選択肢としてあるのかなと思ったりします。行政と民間、あるいはコミュニティ、まちづくりというときに、間に組織を入れ込まないほうが、自分の意見がストレートに伝わる、変な風に屈折しない。衝突があったことが屈折してくると、波動が増強されてくるときがあるのです。そういう意味で複雑化させない。インターネットにあまり頼りすぎないというのは情報伝達のうえで重要だと思います。</p>
上野委員長	<p>インターネットにアクセスできない人への配慮が必要だと。それから、コミュニティを実感する機会というのが、長塩委員の世代では実は薄くて、楽しくないとなかなか参加できないだろうという話ですね。冒頭の「決めないことが重要」ということがわからなかったのですが。</p>
長塩委員	<p>「決めないことが重要」というのは、自治基本条例の策定に携わっていた立場で言うのも変ですが、あえてこれを作るのか、基本的には憲法があるじゃないかというスタンスで携わっていたので、決めてしまうことによって、例えば、参加の通則で対象や手法が網羅的に書いてあるのですが、これは果たして決める必要があるのかと思ったりしています。そのような意味です。</p>
上野委員長	<p>その意味では全く同感です。今の時代の流行りと言ってしまうとご苦労された方々に申し訳ないのですが、基本的には憲法や地方自治法の中の慣習的に作られてきたものをもう一度住民の間で確認しましょうという、よくある基本法的なものです。ですから、これで権利・義務という言葉が大層に使ってありますが、それで何か強制できたり罰則が発生するようなものでももちろんありません。しかし、他方でこの条例が目指してきたものとして、結構良いことが書いてあります。情報共有・参画・協働の原則など、通常の条文だけではなかなか読み取れない理念のようなこともきちんと書いてあります。こういうものを、さらに具体化、推進していくための方策というものを私たちが話し合えればよいのではないかという気がします。条文に頼らずに、実質的な自治を進めることの重要性をおっしゃったと整理させてください。</p>
岩下	<p>この自治推進委員会は、一般の市民が地域のことは地域でやるんだということ</p>

<p>委員</p>	<p>を推進することが大きな目的です。ここに難しいことが色々書いてありますが、私はたまたま城南町という人口2万人の町で暮らし、行政区長を6年間務めました。熊本市の自治会も同じかもしれませんが、城南町の場合には区長が住民の要望等の全てを取り仕切っており、住民が困った時には助け、色々な情報を提供しています。城南町には39の行政区があり、それぞれに区長が行政と住民の間を取り持っています。行政区の世帯の名簿台帳が配られており、行政区の状況がわかります。このようなことを進めていく上で一番重要なのは、それを統括するリーダーがしっかりした人でなければ駄目だということです。信頼もあって、地域の人たちに良い区長さんと思われるような人物でなければ統括はできません。そういうことで、私も区長になって何から始めようかと考え、先ほど吉田委員もおっしゃったように情報発信が一番と思い、さまざまな情報を住民の方に知らせることから始めました。毎月情報誌を作成し住民の方に知らせることで、心一つにしようという形でやってきました。私の住む区には20名ほどの役員（班長や会計など）がおりますが、なかでも班長は年1回交代するようにして、区費の徴収や広報誌の配布を担っていただきます。それによって班長と住民のつながりが非常に深くなります。それから、ごみの収集を例に挙げると、城南町は熊本市より随分進んでおり2年ほど前から分別収集を行っています。これも班を決めて、月ごとに検査係を班員全員で担ってもらいます。一巡した頃には分別方法がわかり、皆さんが協力的になる。私の地域では2、3カ月した頃に完璧な状態になり、非常に良くなりました。その代り、役員だけではなく班に属する人すべてが出てきて携わることで、分別のこともわかって良くなるということになります。熊本市内の場合はなかなかうまくいかないと思いますが、住民同士のつながりを作らないと良くなる。役員には体育委員や宮総代もあり、その人が中心になって皆さんに働きかけをやっていく。それを交代制にすることによって、皆さんの理解も得られる。協力もしてもらえます。ということでやってまいりました。熊本市内の場合も人口は多いですが、同じようにやっておられると思います。自分たちのことは自分たちでやるということであれば、そういう活動を取り入れていかなければならないと感じます。要は住民同士のつながりを深め、できれば良いリーダーを探して、その人が先頭に立ってやっていただく。難しいかもしれませんが、そのようなことを私は期待したいと思っています。</p>
<p>上野 委員長</p>	<p>とても難しいことのようにですね。信頼される良いリーダーを地域で育てていく。まさに今おっしゃった互いに知り合い、役を経験していく。こういう中で色々なリーダーが育っていく仕組みがあるのです。確かに昔の社会はそうだったのです。特に農村などは今でも色々な役を担いながら人々は社会性を身に付け育っていきます。それは基本としてとても大事だろうと思います。ただ、他方で熊本市のように町内会すら作れないような地域があるところをどうしていくのか。病理</p>

	<p>的な話かもしれませんが、そういうところへの対応策を、城南町あたりもお手本にしつつ、それに向かって変われる都市部みたいな可能性も模索しないといけない。きめ細かく情報を発信することで、住民に理解、参加していただくような誘導。それから、住民自身が楽しく参加していき、参加する機会があるというのは、住民自身の市民としてのエンパワーメントです。カタカナばかりになりますが、インボルブメントとエンパワーメント。このあたりが基本的な概念だろうという印象を持ちました。</p> <p>私からも少し提案があります。私が配布した資料「まちづくりの単位の統計整備の必要性」をご覧くださいませか。皆さん方からお話があったこととまったく同じなのですが、大学で地域のコミュニティの力を上手く高めていくための政策というものを考えてきておりました。実際に、現状はどうだろうということで調べるのですが、熊本市の統計は、まちづくりの単位である小学校区や町内会単位の住民の参画状況やさまざまなデータが全く取れないということがわかりました。市の統計課、県、教育委員会など色々な方に来ていただき、例えば不登校の問題あるいは高齢化の問題、渋滞の問題、人々はどこに買い物に行っているのか、所得、色々な生活実態を知る上で必要なデータを集めるのですが、指定統計という単位では市全体。あるいは福祉関係ですと福祉関係の市の区画の状態しかわからない。犯罪情報は警察署単位。さまざまな区画が違うのです。一番小さな小学校区単位のデータがほとんど揃わないということがわかりました。今後、このような検証というのが条例づくり以上に大きな事業になって行くと思うのです。西村委員もおっしゃいましたが、検証していく上でのデータすらないというのが現状であります。制度的なパブリックインボルブメントの整理が進んできたことはわかりますし、その参画状況もわかるのですが、その実質的な、例えば年齢別、地域別、性別の参加状況もわかりません。あるいは地域にお住まいの方々が抱えておられる課題がわかりません。その市の参画状況がわかりません。そのようなことを何とか解消できないかということでご提案をしたいと思います。この資料では、年齢別、高齢者の状況はわかるのですが、例えば待機児童の数はどこが多くてどこの幼稚園が空いているのかと色々なことをやってみました。あるいは昼どこに若者はいて、夜どこに人はいるのかと色々なものを色々なデータの上からとってきているのです。これを小学校区単位のデータの上に GIS という地図情報システムに落とせば簡単にわかるのですが、こういうものが役所の統計上、それぞれの課の業務に相応しい統計しかとっていませんので、もう一度統計の取り方を庁内で、もしこれが重要な仕事ということであればご検討いただくといいのではないかとということが私からの提案です。</p>
<p>荒木副 委員長</p>	<p>長塩委員のお話は、私も 20 年ほど前に、実は同じことを考えていた時期がありました。ちょうど、神奈川県大和市に関わっていた時のことでした。ガチガチ</p>

	<p>決めていかないことの重要性ということで、ルールでがんじがらめにしなければ駄目な社会は本当に駄目な社会。ルールが多すぎる社会は駄目な社会と思った方がいいのではないかと私は考えています。イギリスは憲法がなく慣習法です。国民の日常生活の中でやっていいことと悪いことを国民一人一人が気付いて、自分自身で見分けていく力が付いていくという社会はガチガチしないのです。それは理想の社会と思っており、できるだけそういう方向でありたい。そういう点を考えていたというのが一つです。</p> <p>もう一点は、平成17年4月に個人情報保護法というものができました。以前、ある映画を真似して大阪の豊中市や池田市で、ひとり暮らしのご老人を守っていくために、朝食を取った印に黄色いハンカチを窓から出すという取り組みが行われていました。ところが、平成17年4月以降、一人暮らしだという個人情報を漏らしてはいけないということで止めてしまいました。松戸市も同じ取り組みを行っていましたが止めてしまった。先ほど区長を6年間務められたと岩下委員がお話になっていましたが、地域の中でどこの誰がどうだということを知っていても言えない。言ったらいけないという法律ができたからです。こういう状況で、個人情報保護法への過大な反応といいますか、妙な方向に進んでいます。それを取り除かないと、インボルブメントもシチズンエンパワーメントも高まっていながら、片方で「関わり合うことはやめた」という方向の法律ができてしまう。この非常にやりにくい問題をクリアしなければいけない。この問題解決に我々は知恵を出さなければいけないと感じました。</p>
上野 委員長	<p>とても大事なことで、互いのことを知っていることは地域で暮らすうえでとても大事な安心情報です。私が住んでいるマンションでもそうですが、極端に隠したがる方がおられるのです。本人のリスクが非常に高まっていると思います。これについては行政も過剰反応しています。地域づくりの中で、名前や家族構成など、適切な情報は地域社会の中でゆるやかに共有していく、こういうものの重要性あたりも考えていけたらと思います。</p> <p>もう少し意見交換したかったのですが、時間です。非常に重要な、あるいは新しいご提案をいただいたように思います。例えば、市民なりの解決提案のツールというご意見は面白いと思いますし、協働のコーディネートみたいなもの。こういうものが、NPOは勝手にやっていることに意義があるわけですが、そういうものの中からこういうものが出てくればいいなと思いますし、さらに人材の養成。それから情報発信についてのさまざまな支援策であったり、配慮であったり、良いアイデアが出てきたと感じました。</p> <p>(5) 今後の進め方</p> <p>今後の進め方については、今日のお話も踏まえて、私と荒木副委員長で少し論</p>

	<p>点整理をさせていただき、それをベースにしながら次回はもう少し話し合いの時間も長めにとりたいと思いますが、よろしいですか。</p>
西 村 委 員	<p>先ほどの参画と協働の現状と問題について、行政は取り組んでこられた。例えば審議会の設置等に関する方針というものがあり、この中に審議会公募委員についてもあるわけですが、これまでどのような審議会があつて、例えばどのような形で公募委員が選定されてきたのか、ずっと話し合いをしていますから市民協働推進課の選定方法はよくわかるのです。ところが、全庁的にはなかなかわからないのです。今度の第6次総合計画では、「市民参画でまちづくりをしよう、市民と行政が協働でやろう」ということが10カ年計画で明確になっています。そのようなことを進めていくためにも、現状がどうなっているのか、どのような問題や教訓があるのかということをはっきりと明らかにしていただきたい。それから第6次の10カ年計画の資料を我々委員全員に配っていただきたい。熊本市がこの10カ年でどういう目標を持ってやっているのかということ、まず知る必要があるということで資料をいただきたいと思います。</p>
上 野 委員長	<p>次回の資料として、審議会の一覧を出してください。とりわけ公募委員が入っているものと、役職指定のもの、法律に規定しているものがあると思うので、少しわかるようにお願いします。それから、総合計画も余部があれば配ってください。</p> <p>(6) その他</p> <p>ほかに資料が必要な方がいらっしゃいますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>必要な時には事務局に連絡してください。</p> <p>3 次回の開催日程</p> <p>以上を持ちまして審議は終了いたします。次回は、8月上旬に予定しています。事務局から日程案をお願いします。</p> <p>(事務局から日程案を提示)</p> <p>今日にちでご都合が悪い方はおっしゃってください。</p> <p>(発言なし)</p> <p>では、次回は8月3日の午後4時からお願いします。</p> <p>これを持ちまして本日の会議は終了いたします。</p>